毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
11月10日
（火曜日）

目　次

○告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定（環境政策課）……一
解除予定保安林（下関市）（森林整備課）……一
保安林予定森林（周南市）（森林整備課）……一
道路の区域の変更（道路整備課）……二
道路の供用の開始（道路整備課）……二

山口県告示第三百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年十一月十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　形質変更時要届出区域
岩国市日の出町二二五二の九の一部

二　特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

山口県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和八年十一月十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除予定保安林の所在場所
下関市豊浦町大字川棚字長谷口二一六八五の一、二一六八五の二、字勝地一一七一一の二

二　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三　解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年十一月十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　保安林予定森林の所在場所
周南市大字小松原字第一荒瀬三一九、三二一（次の図に示す部分に限る。）、三二三から三二五まで、一〇八五二、字荒瀬一〇〇八七の五、一〇〇九五、一〇〇九六の一、一〇一〇〇

二　指定の目的
土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字小松原字第一荒瀬三一九・三二一・三二三から三二五まで・字荒瀬一〇一〇〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　県道

路線名　光玖珂線

道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
岩国市周東町下久原字東河原一〇九〇の二地先から同市玖珂町字勝根六七一九の一地先まで	旧	最狭 五・五 最広 九・六	一一九・八	道路改良工事の完了による。
	新	最狭 一二・八 最広 一六・七	一一九・八	

山口県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日

山口県知事　村　岡　嗣　政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道光玖珂線	岩国市周東町下久原字東河原一〇九〇の二地先から同市玖珂町字勝根六七一九の一地先まで	令和八年十一月十一日

令和八年十一月十日印刷　発行所　山口県庁
令和八年十一月十日発行　発行人　山口県知事